

声明 日本学術会議を廃止し、特殊法人化する日本学術会議法案に反対する

2025 年 3 月 31 日

民主主義科学者協会法律部会第 27 期理事会

政府は、2025 年 3 月 7 日、国の「特別の機関」（内閣府設置法 40 条 3 項）とされている現在の日本学術会議（以下、学術会議）を廃止し、「法人」、すなわち法人格を有する組織としての「日本学術会議」（以下、「新法人」）を新設する日本学術会議法案（以下、「新法案」）を閣議決定し、衆議院に提出しました。私たち民主主義科学者協会法律部会第 27 期理事会は、この法案の「概要」が伝えられた段階で、「声明 日本学術会議の法人化に反対する」を 2025 年 2 月 15 日に発出しました。このたびの「新法案」の閣議決定を受けて、あらためて学術会議の法人化に反対する意思を表明するものです。なお、「新法案」を法律学の立場から検討した意見書をあわせて公表します。

1.学術会議の基本理念の変質について

「新法案」では、現行の日本学術会議法（以下、日学法）の前文を削り、日学法 3 条が定める「独立して」職務を行う旨の明記もなくし、「運営における自主性及び自律性」に対する国の配慮義務を記すにとどめました（2 条 2 項）。これは、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日学法 2 条）として、国の「特別の機関」として設置、運営されてきた学術会議とは、まったく違う性格の組織になってしまうものです。

2.活動の独立性・自律性を危うくさせる仕組みについて

日学法 3 条は、学術会議の職務の独立性を定めていますが、「新法案」が新設する「選定助言委員会」、「運営助言委員会」、「日本学術会議評価委員会」（ただし内閣府に設置）、「監事」などの諸機関とその活動は、この独立性を脅かすおそれがあります。

これらの機関の存在と活動は、学術会議の活動の政府からの独立性、及び会員選考における独立性・自律性という、ナショナル・アカデミーとしての根幹を損ないかねないものであり、ひいては、自由な学問研究活動に対する重大な脅威となりかねないものです。

3.会員の選任における自律性が脅かされる危険について

「新法案」の会員の選定方法は、現行の会員選考方式が採用している、諸外国の多くのナショナル・アカデミーにおける標準的な会員選考方式であるコ・オプテーション（現会員が会員候補者を推薦する方式）を損なわせるおそれがあります。

また、学術会議が新法人として発足する際の会員選定は、3 年後の選定も含めて、コ・オプテーションの方式が用いられず、会員選考に関する政府からの独立性や自律性が保たれない恐れのある危険な仕組みです。

さらに、現在の学術会議から新法人としての学術会議への「移行期間」における会長職の人事は、内閣総理大臣の判断に大きく左右されます。この「移行期間」の会長職の人事においても、学術会議の人事の本来の根幹であるコ・オプテーション方式が、大きく毀損されることになります。

これらにより、新法人は現在の学術会議との連続性が途絶えることとなり、このような方式で選考された会員によって構成される新法人が、時の政治権力から独立した立場で科学的根拠に基づく政策提言を政府に行うという、これまで学術会議が果たしてきた任務を遂行することができるのかについては、大きな懸念を抱かざるを得ません。

4.財源の不安定化の懸念について

日学法1条3項は、「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」と、明確に財源についての国庫負担の原則を定めています。しかし、新法案は、「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる」(48条)とするにとどまり、安定した財政基盤が確保できないおそれがあります。学術会議の法人化による財政保障の後退は、そのナショナル・アカデミーとしての責務を果たせなくさせる危険性があります。

以上の理由から、今回の「新法案」による学術会議の廃止と新法人への移行は、それを必要とする立法事実を欠くものであり、現在の日学法に基づく学術会議を根底から変質させるものに他なりません。

私たち民主主義科学者協会法律部会は、「すべての分野における法学的研究者」(本会規約1条)として、また学術会議の「協力学術研究団体」として、「新法案」に対し、強く反対し、法案の撤回を求めます。そして、この声明と別に示す意見によって、私たちが示した「法学的研究者」としての見解が広く共有されることを求めるものです。